

■ 晉、**吳**吳、続国訳漢文大成. 經子史部 第5卷 120p

「**文皇**（父の和を諡して文皇帝とす）は**帝位**（続は極位）に登らず，當に傳と為すべし，當に紀と為すべからず。」

吳主は悦ばず、漸く責怒とせ見る。昭は憂懼して、自ら衰老をして、侍、史の二官を去らんと求め、聽かず。時に疾病有り、醫藥監護して、之を持す、益々急（續は恐）ぐ。吳主は群臣に酒を飲ませ、能否を問わず、率ね七升を以て限りと為す。昭に至りては、獨り茶を以て之に代える、後に更に逼り強い見れる。又た酒後は常に侍臣をして公卿を嘲弄して、私短を發摘せ使め以て歡と為す、時に愆失有れば、輒ち收縛せ見れ、誅戮に至る。昭は以為らく外は相い毀傷し、内は尤恨ゆうこんを長じ、群臣をして睦まじからざら使む、佳事と為さず、故に但だ經義を難問す而して已む。吳主は以為えらく詔命を奉ぜず、意は忠盡ならずと、前後の嫌忿を積み、遂に昭を収めて獄に付す。昭は獄に因りて辭をあか上り、著わす所の書を獻じ、此くを以て免かるるを求めんを冀う。而るに吳主は其の書を垢故りたるを怪しみ、更に詰責せ被る、遂に昭を誅し、其の家を零陵に徙す。

■五月、何曾を以て司徒を領せしむ。（5-122p）

■六月、乙未（31-3+1=29 日）、東海王の祗は卒す。

■秋、七月、丁酉（1 日、元嘉曆一致）朔、日之を食する有り。

■〔皇帝の後宮女性選び〕詔して公卿以下の女を選びて六宮に備え、蔽匿する者有れば不敬を以て論じる。采擇未だ畢あがらざれば、權に天下の嫁娶を禁じる。帝は楊后をして之を擇ば使め、后は惟だ潔白長大なるを取り而して其の美しき者を捨てる。帝は卞氏の女を愛し、之を留めんと欲す。后は曰く、「卞氏は（魏の）三世の後族なり、屈するに卑位を以てす可からず。」

帝は怒り、乃ち自ら之を擇び、選に中たる者は絳紗を以て臂に系（續は繫）け、公卿之女は三夫人、九嬪と為し、二千石、將、校の女は良人（女官の名前、漢の制で後宮 14 等、良人は八百石で爵は庶長）以下に補す。

吳九月、吳主は悉く其の子弟を封じて十一王（その名を史は逸す）と為し、王に三千兵を給す。大赦す。

■是の歲、鄭沖は壽光公を以て罷む。

吳吳主の愛姬は人を遣わして市に至り民の物を奪わしむ、司市中郎將の陳聲は素より吳主の寵有り、之を法を以て繩す。姬は吳主に訴え、吳主は怒り、他事に假りて鋸を燒きて聲の頭を斷ち、其の身を四望（山の名、吳都建業の城外）之下に投げる。

世祖武皇帝上之下泰始十年（甲午，274年）

■春、正月、乙未（1 日、正し元嘉曆では乙未の前日の甲午が朔）、日之を食する有り。

■閏月（元嘉曆二月、この周辺では元嘉曆五月に閏月あり）、癸酉（9+60-59+1=11 日）、壽光成公の鄭沖は卒す。

■丁亥（23+60-59+1=25 日）、詔して曰く、

「近世以來、多く内寵に由り以て后妃に登り、尊卑之序を亂す。今よりは妾媵を以て正嫡と為すを得ず。」と。幽州（范陽・燕・北平・上谷・代・遼西を統べる）を分けて平州（昌平・遼東・樂浪・玄菟・帶方の五郡を分ける）を置く。

■三月（元嘉曆四月）、癸亥（1 日、元嘉曆では癸亥の前日壬戌が朔）、日之を食する有り。

■〔司馬氏の皇帝もまた激しい女あさり〕詔して又た良家及び小將吏の女五千餘人を取りて宮に入れて之を選び、母子は宮中に號哭し、聲は外に聞こえる。

■夏、四月（元嘉曆五月）、己未（55-28+1=28 日）、臨淮康公の荀顗は卒す。

吳〔吳主の内政不安定化〕吳の左夫人の王氏は卒す。吳主は哀念し、數月出でず、葬送は甚だ盛んなり。時に何氏は太後の故を以て、宗族は驕横なり。吳主の舅の子の何都是貌は吳主に類し、民間は訛言する、

「吳主は已に死し、立つ者は**何都**也。」

會稽は又た訛言す、

「章安侯の**奮**は當に天子と為るべし。」

奮の母の**仲姬**の墓は豫章に在り、豫章太守の**張俊**は之が為に掃除す。臨海（吳主の休は永安三年に會稽の東部都尉を分けて臨海郡と為す）太守の**奚熙**は會稽太守の**郭誕**に書を與えて、國政を非議する。**誕**は但だ**熙**の書を白し、妖言（前の訛言）を白さず。**吳主**は怒り、**誕**を収めて獄に繋ぐ、**誕**は懼れる。（5-123p）功曹の**邵疇**は曰く、
「**疇**在り、明府は何ぞ憂えん？」

遂に吏に詣りて自ら列（陳ずる）して曰す、

「**疇**は身を本郡に廁^おき、位は朝右（郡の功曹は位は郡朝の最右翼）を極め、以えらく噂^{うさ}（集り語る）之語は、本は事實に非ず、其の醜聲を疾み、聞見するに忍びず、垢を含んで疾を藏し（左傳に曰く川澤は汗を納れ、山藪は疾を藏し國君は垢を含む）、之を翰墨に彰さず、躁を鎮め靜に歸し、之をして自ら息ま使めんと欲す。故に**誕**は其の是とする所を屈し、默して以て従^たわ見る。此之愆^な為るは、實に**疇**に由るなり（郭誕は邵疇の説に従い妖言を白さざるを謂う）。敢えて死を逃れず、罪は有司に歸す。」

因りて自殺す。**吳主**は乃ち**誕**の死を免じ、送りて建安（吳は侯官の地を分けて建安県を立てる、福建省建安道建甌県、現・南平市建甌市）の船を作る（曲船都尉を立て、謫徒の人を主り船を作らせる）に付す。其の舅の三郡（臨海・建安・會稽）督の**何植**を遣わして**奚熙**を収めしむ。**熙**は兵を發して自ら守り、其の部曲は**熙**を殺し、首を建業に送る。又た**張俊**を車裂きにし、皆な三族を夷ぐ。並に章安侯の**奮**及び其の五子を誅す。

■ 〔皇后楊氏は殂す〕 **秋，七月**，丙寅（2+60-57+1=6 日），皇后の**楊氏**は殂す。初め，帝は太子の不慧なるを以て，嗣と為るに堪えざるを恐れ，常（嘗てに通じる）に密に以て**后**を訪れる。**后**は曰く、
「子を立てるに長を以てし賢を以てせず，豈に動かす可けん也！」

鎮軍大將軍の**胡奮**の女は貴嬪と為り，帝に寵有り，**后**は疾の篤きや，帝の貴嬪（晉の制には貴人・夫人・貴嬪を三夫人と為す、皆金章紫綬なり）を立てて**后**と為し，太子の安からざるに致るを恐れ，帝の膝に枕し泣いて曰く、
「叔父の**駿**の女の**芷**は德色（道德有り容色良し）有り，願はくは陛下は以て六宮に備えよ。」

帝は流涕して之を許す。

■ 〔山濤は選挙十餘年担当〕 前の太常の**山濤**を以て吏部尚書と為す。**濤**は選を典ること十餘年，一官の缺ける毎に，輒ち才資（才能資序）の為す可き者を選び啟して數人を擬し，詔旨の向う所有るを得，然る後に顯かに之を奏す。帝之用いる所，或は舉首に非ず，衆情は察せず，**濤**が輕重（其の）意に任ずを以て，之を帝に言う，帝は益々之を親愛す。**濤**は人物を甄拔し，各々題目を為し而して之を奏す，時に稱す「山公の啟事」と。

■ 〔山濤は嵇紹を推薦〕 **濤**は**嵇紹**を帝に薦し，以て秘書郎（秘書監の属官に丞・郎有り）と為さんと請い，帝は詔を發して之を征す。**紹**は父の**康**が罪を得る（78 卷魏元帝景元三年にあり）を以て，私門に屏居し，辭して就かざらんと欲す。**濤**は之に謂って曰く、

「君の為に之を思うこと久しき矣，天地四時すら，猶を消息有り，況んや人に於いてを乎！」

紹は乃ち命に應じ，帝は以て秘書丞と為す。

■ 〔父を殺された王裒は遂に仕えず〕 初め，東關之敗（75 卷魏邵陵厲公嘉平四年にあり）れるや，文帝は僚屬に問いて曰く、

「近日之事は、誰か其の咎に任ぜん？」

安東司馬の**王儀**は、**修**（王修は64巻漢獻帝建安八年にあり）之子也、對えて曰く、

「責は元帥（文帝は時に安東將軍となり、諸軍を督す）に在り。」

文帝は怒りて曰く、

「司馬は罪を孤に委せんと欲する邪！」

引き出だして之を斬らす。**儀**の子の**衷**は、(5-124p)父の命非ざるを痛み、隱居して教授し、三たび征（統は徵、詔勅により召す）せられ七たび辟（公府州郡の召辟）せられるも、皆な就かず。未だ嘗て西に向いて而して坐せず（衷は城陽におり晉朝は洛陽にある故）、墓の側に廬於し、旦夕柏（中国では墓所に植える）を攀りて悲號し、涕涙は樹に著き、樹は之が為に枯れる。《詩》を讀みて、

「哀哀たる父母、我を生みて劬勞す」（詩經の蓼莪の辭）

に至り、未だ嘗て三復して流涕せざればあらず、門人は之が為に《蓼莪》を廢す。家貧しく、口を計り而して田し、身を度り而して蠶（かいこ）す。人或は之を饋れども、受けず。之を助けれども、聽かず。諸生は密に為に麥を刈れば、衷は輒ち之を棄てる。遂に仕えず而して終わる。

■臣**光**曰く、昔**舜**は**鯀**を誅し而して**禹**は**舜**に事える、敢えて至公を廢せざる也。**嵇康**、**王儀**は、死して皆な其の罪を以てせず、二子は晉室に仕えずも可也。**嵇紹**は苟くも**蕩陰**（85巻惠帝永興元年にあり）之忠無ければ、殆ど君子之譏を免かれざる乎！

吳 〔吳の陸抗の国家防衛の遺言〕 吳の大司馬の**陸抗**は疾病し、上疏して曰く、

「西陵、建平、國之蕃表（藩籬たるをいう、湖北省荊南道方面）なり、即ち上流（吳志陸遜傳には下流に作る）に處り、敵を二境（西は巴、北は魏）に受ける。若し敵が舟を泛べ流れに順い、星のごとく奔り電のごとく邁ぎ、援を他部に恃み以て倒縣（倒懸）を救う可きに非ざる也。此れ乃ち社稷の安危之機にして、徒に封疆の侵陵の小害のみに非ざる也。臣の父の**遜**は、昔西垂に在りて上言す、『西陵（湖北省荊南道宜昌県、現・宜昌市西陵区）は、國之西門なり、守り易しと雲うと雖も、亦た復た失い易し。若し守られざる有れば、但に一郡を失うのみに非ず、荊州は吳の有に非ざる也。如し其れ**虞**有れば、當に國を傾けて之を爭うべし。』臣は前に精兵三萬を屯するを乞う、而るに**主者**は常に循い、未だ肯て差赴（差違）せず。**步闡**（反するは前卷八年にあり）より以後、益々更に損耗す。今臣の統べる所は千里、外に強對（強敵）を御ぎ、内に百蠻を懷け、而るに上下の見兵は、財に數萬有り、羸敵日久しく、以て變を待つ難し。臣愚は、以為らく諸王は幼沖にして、兵馬（十一王の兵各々三千あり）を用いて以て要務を妨（統は防、吳志陸遜傳は妨）ぐ無し。又た、黃門宦官は占募を開き立て、兵民は役を避け、逋逃して占に入る。乞う特に詔して簡閲し、一切料り出だし、以て疆場の敵を受ける常處を補い、臣の所部をして八萬に足り滿たさ使め、衆務を省き息め、力を並せて備え御げば、庶幾わくは虞無からん。若し其の然らざれば、深く憂うる可き也！臣死して之後、乞う西方を以て屬と為せ。」卒するに及び、吳主は其の子の**晏**、**景**、**玄**、**機**、**雲**をして分けて其の兵に將たら使む。**機**、**雲**は皆な善く文を屬し、名は世に重し。

■ 〔周處は虎蛟を退治し學を修める〕 初め、**周舛**之子の**處**は、膂力は人に絶し、細行を修めず、郷里は之を患う。**處**は嘗て父老に問いて曰く、

「今時は和し歳は豊かに而して人は樂しまずは、何ぞ邪？」

父老は歎いて曰く、(5-125p)

「三害は除かず、何の楽しみか之れ有らん！」

處は曰く、

「何の謂いぞ也？」

父老は曰く、

「南山（湖秀以南の諸山）の白額虎は、長橋（江蘇省蘇常道宜興県、現・無錫市宜興市）の蛟、子を並せて三と為す矣。」

處は曰く、

「若し患える所此に止まれば、吾は能く之を除くべし。」

乃ち山に入りて虎を求め、射て之を殺し、因りて水に投げて、蛟を搏殺する。遂に機、雲に従いて學を受け、志を篤くして讀書し、節を砥ぎ行いを^{みが}礪き、期年に及ぶ^{ころ}比、州府は交々辟す。

■ 「監國の太子は葬を以て服を終える」 八月，戊申（44-26+1=19 日），元皇后（楊皇后の諡）を峻陽陵に葬る。帝及び群臣は喪（喪服）を除き吉に即き、博士の陳達は議し、以て為す、

「今時の行う所は、漢帝の權制なり。太子は國事有る無し、自ら宜しく服を終えるべし。」

尚書の杜預は以て為す、

「古者の天子、諸侯は三年之喪なり、始め齊、斬を同じくし（齊衰斬衰の服は始め天子諸人異なる無し）、既に葬して服を除き、諒闇は以て居り、心喪して制を終る。故に周公は、高宗は喪に服すること三年、と言わず而して諒闇と雲い、此れ心喪に服する之文也。叔向は（左傳昭公 15 年にあり）、景王が喪を除くを譏らず而して其の宴樂の已に早きを譏る、既に葬れば應に除くべく、而して諒闇之節に違えるを明らかにする也。君子（^{つれ}は子）之禮に於けるは、諸を内に存する而して已む。禮は玉帛之謂に非ず（論語陽貨篇、禮は形式でなく精神の意味）、喪は豈に衰麻之謂ならん乎！太子は出でれば則ち軍を撫し、守れば則ち國を監すなり、事為しと為さず、宜しく卒哭（百日を以てす）して衰麻を除き、而して諒闇を以て三年を終えるべし。」

帝は之に従う。

■ 「陳達之言が杜預より勝る」 臣光曰く、規矩は方圓を主とす、然れども庸工は規矩無ければ、則ち方圓は得て而して制する可からざる也。衰麻は哀戚を主とする、然れども庸人は衰麻無ければ、則ち哀戚は得て而して勉める可からざる也。《素冠》（喪三年なること能わずを刺る詩篇）之詩は、正に是が為なり矣。杜預は巧みに《經》、《傳》を飾り以て人情に附く、辯は則ち辯なり矣、臣謂うに陳達之言の質略而して敦實に若かざる也。

■ 九月，癸亥（59-56+1=4 日），大將軍の陳騫を以て太尉と為す。

■ 「杜預は富平津に架橋」 杜預は孟津の渡し險なるを以て、河橋を富平津（河南省河北道孟県、現・焦作市孟州市）に建てるを請う。議者は以為らく、

「殷（河内）、周（洛）の都する所、聖賢を歷る而して作らざる者は、必ず立つ可からざる故也。」

預は固く之を為すを請う。橋の成るに及び、帝は百寮を從えて會に臨み、觴を舉げて預に屬して曰く、

「君に非ざれば、此の橋は立たず。」

對えて曰く、

「陛下之明に非ざれば、臣も亦た其の巧を施す所無からん。」（5-126p）

■ 「范滂は曹芳に忠実を通す」 是の歲、邵陵厲公の曹芳は卒す。初め、芳之廢せられて金墉に遷る也、太宰中郎の陳留の范滂は素服して拜して送り、左右は哀動す。遂に疾を稱して出でず、陽^{いつわ}りて狂いて言わず、乗る所の車に寝ね、足は地を履まず。子孫は婚宦の大事有れば、輒ち密に焉に諮る、合う者は則ち色

變ずる無く、合わざれば則ち眠寢安からず、妻子は此を以て其の旨を知る。子の**喬**等三人は、並びて學業を棄て、人事を絶ち、疾に家庭に侍し、足は呂裡を出でず。**帝**の即位に及び、詔して二千石の祿を以て病を養わしめ、加えるに帛百匹を賜り、**喬**は父の疾の篤きを以て、辭して敢えて受けず。**榮**は言わざるに凡そ三十六年、年八十四、寢ねる所之車に於いて終る。(邵陵厲公の曹芳の廢後 21 年に、この記事を挿入)

■**吳**は比の三年大いに疫す。

世祖武皇帝上之下咸寧元年（乙未，275年）

■**春，正月**，戊午（1日、元嘉曆一致）朔，大赦し，改元す。

吳は地を掘りて銀尺（吳志三嗣主傳に曰く、地を掘りて銀を得たり、長さ一尺廣さ三分、植えに刻して年月の字有り）を得る，上に刻文有り。**吳主**は大赦し，改元して天冊とす。

吳の中書令の**賀邵**は，中風にして言う能わず，職を去りて數月にして，**吳主**は其の詐りを疑い，收めて酒藏に付し，掠考（拷問）すること千數，卒に一言も無し，乃ち鋸を燒きて其の頭を斷ち，其の家屬を臨海（浙江省會稽道臨海県、現・台州市臨海市）に徙す。又た**樓玄**（前卷泰始八年に殺される）の子孫を誅す。

■**夏，六月**，鮮卑の**拓跋力微**は復た其の子の**沙漠汗**（始めの入貢は78卷魏元景現二年にあり）を遣わして入貢す，將に還らんとし，幽州刺史の**衛瓘**は表して之を留めるを請い，又た密に金を以て其の諸部大人に賂して之を離間す。

■**秋，七月**，甲申（元嘉曆八月1日が甲申朔で一致、曆の不備を著す）晦，日之を食する有り。

■**冬，十二月**，丁亥（23-13+1=14日），**宣帝**の廟に追尊して**高祖**と曰い，**景帝**を**世宗**と曰い，**文帝**を**太祖**と曰う。

■大いに疫し，洛陽の死者は萬を以て數える。

世祖武皇帝上之下咸寧二年（丙申，276年）

■**春**，令狐豐（敦煌太守となるは前卷泰始八年にあり）は卒し，弟の**宏**は繼ぎて立つ，**楊欣**は討ちて之を斬る。

■**〔帝は疾を得る〕**帝は疾を得，甚だ劇し，愈えるに及びて，群臣は壽を^{たてまつ}上る。詔して曰く、「疫氣の死亡する者を念う毎に、之が為に愴然とす。豈に一身之休息を以て、百姓之艱難を忘れん邪！」諸々の禮を上る者は，皆な之を絶つ。

■**〔齊王の攸と側近の動き〕**初め，齊王の**攸**は**文帝**に寵有り，**攸**を見る毎に，輒ち床を撫し其の小字を呼びて曰く、

「此れ**桃符**（司馬攸の小字）の座也！」

^{ほとん}幾ど太子と為さんとする（78卷魏文帝咸熙元年にあり）者は數々矣。（文帝の）終りに臨み，（5-127p）帝の為に漢の淮南王、魏の陳思王の事（漢文帝は淮南王の厲王長を誅し、魏文帝は陳思王植を容れる能わず、この二事を引き帝を戒める）を敘して而して泣き，**攸**の手を執りて以て帝に授く。**太后**は終りに臨みて，亦た流涕して帝に謂って曰く、

「**桃符**は性急なり，而して汝は兄と為りて慈ならず，我が若し起たざれば，必ず恐らくは汝は相い容れる能わず，是を以て汝に屬す，我が言を忘れる勿かれ！」

帝の疾の甚だしきに及び，朝野は皆な意を**攸**に屬す。**攸**の妃は，**賈充**之長女也，河南尹の**夏侯和**は**充**に謂

って曰く、

「卿の二媚（攸と太子）は、親疏は等しき耳。人を立てるは當に徳を立てるべし。」

充は答えず。攸は素より荀勗及び左衛將軍の馮統の傾諂するを惡み、勗は乃ち統をして帝を説か使めて曰く、

「陛下は前日疾は若（統、苦×）し愈えざれば、（晉書馮統傳には、太子其れ廢せん、が挿入されて意味が通る）齊王は公卿百姓の歸する所と為り、太子は高く譲らんと欲すると雖も、其の免るるを得ん乎！宜しく遣りて籓に還し、以て社稷を安ずべし。」

帝は陰に之を納れ、乃ち和を従して光祿勳と為し、充の兵權（文帝の時より持つ）を奪い、而れども位遇は替える無し。

呉 **〔孫楷は呉から來奔〕** 呉の施但之亂（前卷秦始二年にあり）に、或は京下（京口に鎮す）の督の孫楷（孫韶の子）を呉主に譜りて曰く、

「楷は時に赴き討たず、兩端（二股）を懷く。」

呉主は數々之を詰讓し、征して宮下の鎮、驃騎將軍と為す。楷は自ら疑い懼れ、夏、六月、妻子を將いて來奔す。車騎將軍に拜して、丹楊侯に封じる。

呉 **〔呉主は様々な吉兆を喜ぶ〕** 秋、七月、呉人の或は呉主に言つて曰く、

「臨平湖（浙江省錢塘道杭県、現・杭州市余杭区・西湖区・江干区）は漢末より葦（荒廢）塞す、長老は言く、『此の湖が塞がれば、天下は亂れる。此の湖が開けば、天下は平かなり。』近ごろ故無くして忽ちに更に開通す、此れ天下は當に太平ならんとす、青蓋は洛に入る之祥（前卷に青蓋の占いあり）也。」

呉主は以て奉禁都尉（呉の置く官、宮禁中に侍奉する）の歷陽の陳訓に問い、對えて曰く、

「臣は止だ能く氣を望むのみ、湖之開塞に達する能わず。」

退き而して其の友に告げて曰く、

「青蓋の洛に入る者は、將に（槻を輿い）壁を衝む之事有り、吉祥に非ざる也。」

呉 或は小石の「皇帝」字を刻むを獻じ、湖邊に得たりと雲う。呉主は大赦し、改元して天璽とす。

呉 **〔呉主は次々と太守を誅殺〕** 湘東（孫亮の太平二年に長沙東部都尉を分けて湘東郡を立てる）太守の張詠は算緡（前漢武帝時代の財産税の一種）を出ださず、呉主は在所に就きて之を斬らしめ、首を諸郡に徇える。會稽太守の車浚は公清にして政績有り、郡の旱饑するに値い、表して貸を振わすを求める。呉主は以て私恩を收めると為し、遣使して梟首せしむ。尚書の熊睦は微かに諫むる所有り、呉主は刀鐙を以て之を撞殺し、身に完肌無し。

■八月、己亥（35-15+1=21日）、何曾を以て太傅と為し、陳騫を大司馬と為し、賈充を太尉と為し、齊王の攸を司空と為す。

呉 **〔呉主は石印を喜ぶ〕** 呉の歷陽（歷陵の誤り、歷陵郡は鄱陽郡に属す、江西省潯陽道德安県の東、現・九江市德安県）山に七穿の駢羅（並び繋がる）する有り、穿中は黄赤なり、俗は之を石印と謂い、云わく、（5-128p）

「石印の封の發くは、天下は當に太平なるべし。」

歷陽の長は上言す、

「石印發けり」

と、呉主は使者を遣わして太牢を以て之を祠らしむ。使者は高梯を作り其の上に登り、朱を以て石に書して曰く、

「楚は九州の渚，吳は九州の都。揚州の士は，天子と作る，四世の治，太平の始。」
と、還りて以て聞す。吳主は大いに喜び，其の山神を封じて王と為し，大赦し，明年の元を改めて天紀と曰う。

■冬，十月，汝陰王の駿を以て征西大將軍と為し，羊祜を征南大將軍と為し，皆な開府して辟召し，儀は三司に同じ。

■〔羊祜の吳征伐の上表〕祜は上疏して吳を伐たんと請い，曰く、

「先帝は西に巴、蜀を平らげ（78 卷魏元帝景元四年にあり），南に吳、會に和し（78 卷咸熙元年にあり），海内を以て休息するを得るを庶幾^{こいねがう}。而るに吳は復た背信し（前卷泰始元年にあり），邊事をして更に興ら使む。夫れ期運は天の授ける所と雖も，而も功業は必ず人に因り而して成る，一たび大舉して掃滅せざれば，則ち兵役は時として息むを得る無き也。蜀平らぐ之時，天下は皆な謂えらく，吳は當に並びて亡ぶべしと。是より以來，十有三年矣（景元四年蜀滅びるよりここまで 13 年）。夫れ謀之多しと雖も，之を決するは獨りならんと欲す。凡そ險阻を以て全くするを得る者，其の勢い均しく力敵するを謂う耳。若し輕重齊しからず，強弱勢いを異にし，險阻有りと雖も，保つ可からざる也。蜀之國為るは，險ならざるに非ざる也，皆な雲わく、一夫戟を荷なえば，千人も當る莫しと。兵を進むる之日に及び，曾て籬籬（垣根）之限り無く，勝ちに乗りて席捲し，逕ちに成都に至り，漢中（漢樂）の諸城は，皆な鳥棲而して敢て出でざりき，戰心無しに非ず，誠に力は以て相い抗するに足らざる也。劉禪の降を請うに及び，諸營堡は索然として俱に散ず。今江、淮之險は劍閣に如かず，孫皓之暴は劉禪に過ぎ，吳人之困しむは巴、蜀よりも甚し，而して大晉の兵力は往時に盛なり。此の際に於いて四海を平壹せずして，而して更に兵を阻みて相い守り，天下をして征戍に困しみ，經歷して盛衰せ使め（兵將は盛壯の年を以て出征して成し、營陳を經歷し衰老に至る），長久なる可からざる也。今若し梁、益之兵（王藩・唐彬は梁州・益州の兵を統べ、其の後吳を平らげること皆羊祜の規る所の如し）を引いて水陸俱に下り，荊、楚（羊祜の統べる所）之衆は進みて江陵に臨み，平南、豫州（胡奮は平南將軍たり、王戒は豫州刺史たり）は直に夏口を指し，徐、揚（王渾の統べる所）、青、兗（琅邪王伉の統べる所）並びて秣陵に會し，一隅之吳を以て天下之衆に當り，勢分れ形は散じ，備える所は皆な急なり。巴、漢の奇兵は其の空虛に出て，一處傾壞すれば則ち上下は震盪し，智者有りと雖も吳の謀を為す能わず矣。吳は江に緣りて國と為し，東西數千里あり，敵する所の者は大にして，寧息有る無し。孫皓は情を恣にして意に任せ，下に與するに忌多し，將に朝に疑い，士は野に困しみ，保世之計，一定之心有る無し。平常之日すら，猶ほ去就を懷く，兵に臨之際は，必ず應ずる者有り，終に力を齊しくして死を致す能わざること已に知る可き也。（5-129p）其の俗は急速に持久する能わず，弓弩戟楯は中國に如かず，唯だ水戰のみ有り是れ其の便ずる所，一たび其の境に入れば，則ち長江は復た保する所に非ず，還りて城池に趣き，長を去りて短に入らん，吾が敵に非ざる也。官軍は縣^{はるか}（縣、空中高く）に進み，人は死に致る之志有り，吳人は内に顧みて，各々離散之心有り，此くの如く，軍は時を逾えずして，克つは必ずなる可し矣。」

帝は深く之を納れる。而して朝議は方に秦、涼を以て憂（鮮卑の樹機能が平らがない事。泰始六年に反す）と為す。祜は復た表して曰く、

「吳が平らげば則ち胡は自ら定まらん，但だ當に速かに大功を濟すべき耳。」

議者は多く同せざる有り，賈充、荀勗、馮紘は尤も吳を伐つを以て不可と為す。祜は歎いて曰く、

「天下は意の如くなるざる事十に常に七、八に居る。天の與えるを取らざれば，豈に事を更る者時に後れるを恨むに非ざる哉（天の与える機会を逃して機を失えば、それを見た者は恨むぞと）！」

唯だ度支尚書の**杜預**、中書令の**張華**は帝の意と合い、其の計に賛成す。

■ 「一族に二皇后の免責」 丁卯（3+60-14+1=50 日、元嘉曆十一月又は十月閏なら 3+60-43+1=21 日）、皇后の**楊氏**を立て、大赦す。后は、元皇后之從妹也、美しく而して婦徳有り。帝は初め后を聘するや、后の叔父の**珣**は上表して曰く、

「古より一門に二后は、未だ能く其の宗を全くする者有らず、乞う此の表を宗廟に藏し、異日臣之言の如くなりとも、以て禍を免かるるを得るべし。」

帝は之を許す。

■ 「皇后の父駿を車騎將軍」 **十二月**、后の父の鎮軍將軍の**駿**を以て車騎將軍と為し、臨晉侯（国号が晋なのに皇后の父を名付けるは不審）に封じる。尚書の**褚略**、**郭弈**は皆な表す、

「駿は小器なり、社稷之重に任じる可からず」

と、帝は従わず。駿は驕傲にして自得し、**胡奮**は駿に謂って曰く、

「卿は女を恃み更に益々豪なる邪！前世を歴觀するに、天家（天子）と婚し、未だ門を滅ぼさざる者有らず、但だ早晩の事耳。」

駿は曰く、

「卿の女は天家に在らざる乎？」

奮は曰く、

「我が女（貴人となる）は卿の女の與に婢と作る耳、何ぞ能く損益を為さん乎！」

世祖武皇帝上之下咸寧三年（丁酉，277年）

■ **春，正月**，**丙子**（元嘉曆二月1日で一致、12-12+1=1）朔，日之を食する有り。

■ 皇子の**裕**を立てて始平王と為す、**庚寅**（26-12+1=15 日）、**裕**は卒す。

■ **三月**，平虜護軍の**文鸞**は涼、秦、雍州諸軍を督し**樹機能**を討ち、之を破り、諸胡二十萬口は來降す。

■ **吳夏，五月**，吳の將の**邵顗**、**夏祥**は衆七千餘人を帥いて來降す。

■ **秋，七月**，中山王の**陸**は逋亡を招誘するに坐して、貶せられて丹水縣侯と為る。

■ 星有り紫宮に孛す。

■ 「諸王を籓衛と為す」 衛將軍の**楊珣**等は建議し、以て為す、

「古者は諸侯を封建するは、王室を籓衛する所以なり。今諸王公は皆な京師に在り、扞（続は干）城之義に非ず。又た、異姓の諸將は邊に居る、（5-130p）宜しく參ずるに親戚を以てすべし。」

帝は乃ち諸王に詔して、各々戸邑の多少を以て三等と為し、大國（平原・汝南・琅邪・扶風・齊）には三軍五千人、次國（梁・趙・樂安・燕・安平・義陽）には二軍三千人、小國には一軍一千一百人を置かしむ。諸王の都督と為る者は、各々其の國を徙して相い近づけ使む。**八月**，癸亥（59-39+1=21 日）、扶風王の**亮**を徙して汝南王と為し、出でて鎮南大將軍と為し、豫州諸軍事を都督せしむ。琅邪王の**倫**を趙王と為し、鄴城の守事を督せしむ。勃海王の**輔**を太原王と為し、并州諸軍事を監ぜしむ。東莞王の**佑**の徐州に在るを以て、徙して琅邪王に封じる。汝陰王の**駿**の關中に在り、徙して扶風王に封じる。又た太原王の**顗**を徙して河間王と為し、汝南王の**東**を南陽王と為す。**輔**は、孚之子、**顗**は、孚之孫也。其の官無き者は、皆な遣りて國に就か

しむ。諸王公は京師を戀い、皆な涕泣し而して去る。又た皇子の**瑋**を封じて始平王と為し、**允**を濮陽王と為し、**該**を新都王と為し、**遐**を清河王と為す。

■ **「異姓大功者を郡公、郡侯に」** 其の異姓之臣の大功有る者は、皆な郡公、郡侯に封じる。**賈充**を封じて魯郡公と為し、**王沈**に追封して博陵郡公と為す。巨平侯の**羊祜**を徙し封じて南城郡侯と為し、**祜**は固く辭して受けず。**祜**は官爵を拜する毎に、常に多く避讓し、至心は素より著われ、故に特に分列之外に申べ見る。**祜**は二世に歷事し、職は樞要を典り、凡そ謀議損益すること、皆な其の草を焚き、世は聞くを得る莫く、進達する所之人は皆な由る所を知らず（人は**祜**の推薦に由りて進達すれども、其の由来する所を知らず）。(羊祜は) 常に曰く

「官を公朝に拜し、私門に謝恩するは、吾は敢えてせざる所也。」

■ 兗、豫、徐、青、荊、益、梁の七州は大水あり。

呉■ **「孫慎侵入に羊祜は追討せず」** **冬，十二月**，呉の夏口（湖北省江漢道武昌県、現・武漢市新溝）の督の**孫慎**は江夏、汝南に入り、千餘家を略し而して去る。詔して侍臣を遣わして**羊祜**が追討せざる之意を詰めしめ、並せて荊州に移さんと欲す。**祜**は曰く、

「江夏は襄陽を去ること八百里、賊問（賊の入寇の通報）を知る比^{ころ}には、賊は已に去りて日を経る、歩軍は安んぞ能く之を追うや！師を勞して以て責めを免るるは、臣の志に非ざる也。昔魏の**武帝**は都督を置き、^{おおむ}類ね皆な州と相い近し（例えば揚州刺史が壽春に治し、都督揚州諸軍事もまた壽春に治す）、兵勢は合うを好み離れるを惡むを以ての故也。疆場之間は、一は彼一は此（各々）、慎みて守る而して已む。若し輒ち州を徙せば、賊は出でること常無く、亦た未だ州之宜しく據るべき所を知らざる也。」

■ 是の歲、大司馬の**陳騫**は揚州より入朝し、高平公を以て罷む。

呉■ **「張叔の父子は車裂き」** 吳主は會稽の**張叔**の譖白する所多き以て、甚だ寵任せ見れ、司直中郎將に累遷し、侯に封じられる。其の父は山陰（浙江省会稽道山陰県、現・紹興市柯橋区）の縣卒為り、(5-131p) **叔**が良ならざるを知り、上表して曰く、

「若し**叔**を用いて司直と為せば、罪有るとも、乞う坐して從ぜざるを。」

吳主は之を許す。**叔**は表して彈曲二十人を置き、専ら不法を糾司し、是に於いて吏民は各々愛憎を以て互いに相い告訐す、獄犴（牢獄）盈溢し、上下は囂然とす。**叔**は大いに奸利を為し、驕奢暴横なり、事發われ、父子は皆な車裂きとなる。

■ **「拓跋氏の衰退」** **衛瓘**は拓跋沙漠汗を遣りて國に歸らしむ（前年に**衛瓘**が留めていた）。沙漠汗が入りて質となる（77 卷魏元帝景元元年にあり）より、**力微可汗**の諸子の側に在る者は多く寵有り。沙漠汗の歸るに及び、諸部の大人は共に譖り而して之を殺す。既に而して**力微**の疾は篤く、烏桓王の**庫賢**は親近せられて事を用い、**衛瓘**の賂を受け、諸部を擾動せんと欲し、乃ち斧を庭に礪ぎ、諸大人に謂って曰く、

「可汗（この時既に鮮卑の君長はこの称号あり）は汝の曹が太子を讒殺するを恨み、盡く汝が曹の長子を収めて之を殺さんと欲す。」

諸大人は懼れ、皆な散走す。**力微**は以て憂卒す、時に年一百四なり。子の**悉祿**は立つ、其の國は遂に衰える。

■ **「衛瓘の功績」** 初め、幽、并二州は皆な鮮卑と接し、東に**務桓**有り、西に**力微**有り、多く邊患を為す。**衛瓘**は密に計を以て之に間し、**務桓**は降り而して**力微**は死す。朝廷は**瓘**の功を嘉し、其の弟を封じて亭侯

と為す。

世祖武皇帝上之下咸寧四年（戊戌，278年）

■**春，正月**，庚午（1日、元嘉曆一致）朔，日之を食する有り。

■司馬督の東平の**馬隆**は上言す、

「涼州刺史の**楊欣**は羌戎之和を失う、必ず敗れん。」（漢の皇甫規が馬賢を言った如し、蓋し才を懷き用いられる事を欲するが故にこう言つて自ら願わす）

夏，六月，**欣**は**樹機能**之黨の**若羅拔能**等と武威に戦い、敗死す。

■**弘訓皇后**（景皇后、弘訓宮に居る）の**羊氏**は殂す。

■**〔羊祜は病で入朝し、吳討伐を推進〕****羊祜**は病を以て入朝するを求め、既に至り、**帝**は命じて輦に乗りて殿に入り、拜せず而して坐さしむ。**祜**は面のあたりに吳を伐つ之計を陳べ、**帝**は之を善しとす。**祜**が病みて、宜しく數々入るべからずを以て、更に**張華**を遣わし就きて籌策（計略）を問わしむ。**祜**は曰く、「**孫皓**の暴虐は已に甚しく、今に於いて戦わず而して克つ可し。若し**皓**が不幸に而して没し、吳人が更に令主（賢明なる君主）を立てれば、百萬之衆有りと雖も、長江は未だ窺う可からざる也、將に後の患を為さんとす矣！」

華は深く之を然りとす。**祜**は曰く、

「吾の志を成す者は、子也。」

帝は**祜**をして臥して諸將を護せ使めんと欲し、**祜**は曰く、

「吳を取るに必ずしも臣は行かず、但だ既に之を平らげるの後、當に聖慮を勞す耳。功名之際には、臣は敢えて居らず。若し事了れば、當に付授する所有り、願はくは審かに其の人を擇ばん也（東南の壤界は闊達なりて、當に人を得て之を鎮撫すべし）。」（5-132p）

■**秋，七月**，己丑（25-4+1=22日），**景獻皇后**（弘訓后）を峻平陵に葬す。

■**〔水害に杜預の的確な対策〕****司**（漢の司隸校尉の部する所を晉は司州と為す、河南・營陽・弘農・上洛・平陽・河東・汲郡・河内・廣平・陽平・魏郡・頓丘を統べる）、**冀**（趙國・鉅鹿・安平・平原・樂陵・渤海・河間・高陽・博陵・清河・中山・常山を統べる）、**兗**、**豫**、**荊**、**揚州**は大水あり、螟（ずいむし、稲の根の害虫）は稼を傷なう。詔して主者（左民及び度支二曹）に問う、

「何を以て百姓を佐けんや？」

度支尚書の**杜預**は上疏して、以て為す、

「今者水災あり、東南は尤も劇しく、宜しく兗、豫等の諸州に敕して漢氏の舊陂を留め、繕いて以て水を外に（続は無し）蓄え、餘は皆な決瀝し、饑者をして盡く魚菜螺蚌之饒を得令めん、此れは目下の日給之益也。水去る之後に、填淤之田は、畝ごとに數鐘を収めん、此れ又た明年之益也。典牧（晉志に典牧令は太僕に属すと）の種牛は四萬五千餘頭有り、耕駕に供せず、老いて鼻を穿たざる者有るに至り、分けて以て民に給す可し、春に及びて耕せ使めよ。穀登る之後に、其の租税を責む可し（続による）、此れ又た數年以後之益也。」

帝は之に従い、民は其の利に頼る。**預**は尚書に在ること七年（泰始六年に秦州刺史より罪を得て帰り度支尚書となる）、庶政を損益すること、勝げて數える可からず、時の人は之を「**杜武庫**」と謂い、其の有せざる所無しを言う也。

■**九月**，**何曾**を以て太宰と為す、辛巳（17-3+1=15 日）、侍中、尚書令の**李胤**を以て司徒と為す。

呉 **〔張尚の誅殺、呉主は勝る者を忌む〕** 呉主は己に勝る者を忌み、侍中、中書令の**張尚**は、**紘**（孫策・孫権に仕えること漢獻帝紀にあり）之孫也、人と為りは辯捷にして、談論する毎に其の表に出で、呉主は積みて以て恨に致る。後に問う、

「孤が飲酒するは以て誰に**方**ぶ可きか？」

尚は曰く、

「陛下は百觚（二升の杯、孔子の飲酒量の譬え）之量有り。」

呉主は曰く

「尚ほ**孔丘**が王たらざるを知る、而も孤を以て之に**方**ぶ。」

因りて怒りを發し、尚を収める。公卿已下百餘人は、宮に詣りて叩頭し、尚の罪（を赦さん事）を請い、死を減ずるを得、建安に送りて船を作らしめ、尋いで就きて之を殺す。

【晉の国政充実、重臣の相次ぐ卒】

■ **〔衛瓘は御座を撫でて、太子の将来を惜しむ〕** **冬、十月**，征北大將軍の**衛瓘**を徵して（続による）尚書令と為す。是の時、朝野は咸な太子の昏愚にして、嗣と為すに堪えざるを知り、瓘は毎に陳啟せんと欲し而して未だ敢て發せず。會々宴に陵雲台（魏文帝が築く）に侍し、瓘は陽りて酔い、帝の床前に跪きて曰く、

「臣は啟する所有らんと欲す。」

帝は曰く、

「公の言う所は何ぞ邪？」

瓘は言わんと欲し而して止む者三たびなり、因りて手を以て床を撫でて曰く、

「此の座は惜しむ可し！」

帝は意を悟り、因りて諤りて曰く、

「公は真に大いに酔える邪？」

瓘は此に於いて復た言う有らず。帝は悉く東宮の官屬を召し、為に宴會を設け、而して密に尚書の疑事を封じて、太子をして之を決せ令む。**賈妃**は大いに懼れ、外人を倩（やと 人の手を借りる）いて代わりに對えしむ、多く古義を引く。給使（東宮の使令に給する）の**張泓**は曰く、

「太子の學ばざるは、陛下の知る所なり、（5-133p）而るに答詔は多く古義を引く、必ず草（答詔の草稿）を作る主を責め、更に益々譴負せん、直ちに意を以て對えるに如かず。」

妃は大いに喜び、泓に謂って曰く、

「便ち我が為に好く答えるべし、富貴は汝と之を共にせん。」

泓は即ち草を具し太子をして自ら寫さ令む。帝は之を省み、甚だ悦び、先ず以て瓘に示す、瓘は大いに**蹴踏**（しゆくせき 自ら安んぜず）たり、衆人は乃ち瓘が嘗て言有るを知る也。**賈充**は密に人をして遣りて妃に語らしめて云く、

「**衛瓘**の老奴は、ほとん幾ど汝の家を破らんとす！」

呉 **〔王渾は呉の侵入を撃退〕** 呉人は大いに皖城（安徽省安慶道潛山県の北、現・安慶市潛山市）に佃し（田を治める）、入寇を謀らんと欲す。都督揚州諸軍事の**王渾**は揚州刺史の**應綽**を遣わして攻めて之を破り、斬首は五千級、其の積穀百八十餘萬斛を焚き、稻田四千餘頃を踐み、船六百餘艘を毀す。

■ 【奇技異服の献上の禁止】 **十一月**，辛巳（17-2+1=16 日），太醫（宗正に属す）の司馬の程據は雉頭（の毛を集めて為りたる）の裘を獻じ，帝は之を殿前に焚く。甲申（20-2+1=19 日）、内外に敕して、
「敢えて奇技異服を獻じる者有れば、之を罪とす。」

■ 【羊祜死して皆惜しむ、杜預継ぐ】 羊祜の疾は篤く，杜預を擧げて自らを代らしむ。辛卯（27-2+1=26 日），預を以て鎮南大將軍と為し、荊州諸軍事を都督せしむ。祜は卒し，帝は之を哭し甚だ哀しむ。是の日，大いに寒し，涕涙は鬚鬢を沾し皆な冰と為る。祜は遺令して南城侯の印を以て柩に入るを得ざらしむ。帝は曰く、

「祜は固く譲ること歴年なり，身没して譲ること存すべし，今本封（羊祜は元鉅平侯に封じらる）を復するを聽し，以て高美を彰かにす。」

南州の民は祜の卒するを聞き，之が為に市を罷め，巷に哭する聲は相い接す。吳の守邊の將士も亦た之が為に泣く。祜は峴山（湖北省襄陽道襄陽県の南、現・襄陽市襄城区）に遊ぶを好み，襄陽の人は其の地に碑を建て廟を立て，歳時に祭祀し，其の碑を望む者は流涕せざる無し，因りて之を墮淚碑と謂う。（襄陽市街地の南に峴山文化広場、碑もある）

■ 【杜預は吳の張政を急襲成功】 杜預は鎮に至り，精銳を簡び，吳の西陵督の張政を襲い，大いに之を破る。政は，吳之名將也，備え無く敗を取るを以て恥じて，實を以て吳主に告げず。預は之を間せんと欲し，乃ち表して其の獲る所を還す。吳主は果たして政を召して還し，武昌監（吳の邊鎮には諸軍事の督、軍を監する監あり）の留憲を遣わして之に代らしむ。

■ 【何曾の卒、劉毅は劾奏】 **十二月**，丁未（43-31+1=13 日），朗陵公の何曾は卒す。曾は厚く自ら奉養し，人主に過ぎたり。司隸校尉の東萊の劉毅は數々曾の侈汰く度無しを劾奏し，帝は其の重臣なるを以て，問わず。卒するに及び，博士の新興の秦秀（雲中の人、秦朗の子）は議して曰く、

「曾の驕奢は度を過ぎ，名は九域（九州の城、中国全土）に被る。宰相大臣は，人之表儀なり，若し生きて其の情を極め，死して又た貶無ければ，王公貴人は復た何ぞ畏れん哉！謹んで《諡法》を按ずるに、『名は實と爽うを繆と曰い，亂を怙み行いを肆にするを丑（続は醜）と曰う』，宜しく繆丑公と諡すべし。」
帝は策諡（詔策を以て諡する）して孝と曰う。

■ 【傅玄と崔洪は硬骨漢】 前司隸校尉の傅玄は卒す。（5-134p）玄の性は峻急なり，奏劾有る毎に，或は日暮に値えば，白簡（白奏する簡札）を捧げ，簪（かんざし）帶を整え，竦踴して寐ねず，坐し而して旦を待つ。是に由りて貴游（王公の子弟の官司無き者）は震懼し，台閣は風を生じる。玄は尚書左丞の博陵（漢安帝は博陵國を置く）の崔洪と善し，洪も亦た清厲骨鯁にして，好みて人の過ちを面のあたりに折り，而も退きて後言無し，人は是を以て之を重んじる。

■ 鮮卑の樹機能は久しく邊患と為り（秦始六年より寇し九年），僕射の李喜は兵を發して之を討つを請い，朝議は皆な以為らく出兵は重事なり，虜は憂うるに足りずと。

世祖武皇帝上之下咸寧五年（己亥，279年）

【馬隆の匈奴討伐】

■ 【馬隆は樹機能討伐軍編成】 **春，正月**，樹機能は攻めて涼州（武威に治す）を陷る。帝は甚だ之を悔い，朝に臨み而して歎じて曰く、
「誰か能く我が此の虜を討つを為す者ぞ？」

司馬督の**馬隆**は進みて曰く、

「**陛下**は能く臣を任ずれば、臣は能く之を平らげん。」

帝は曰く、

「必ず能く賊を平らげば、何為れぞ任ぜざるや、方略は何如と顧みる耳！」

隆は曰く、

「臣は願わくは勇士三千人を募り、従りて來たる所を問う無く（農畝、營伍、補逃、奴隸を問わず）、之を帥いて以て西せん、虜平らぐに足らざらん也。」

帝は之を許す。乙丑（1-1+1=1 日）、**隆**を以て討虜護軍、武威太守と為す。公卿は皆な曰く、

「見兵は已に多し、宜しく横しまに賞募を設けるべからず、**隆**は小將にして妄言すのみ、信ずるに足らざる也。」

帝は聽かず。**隆**は能く弓四鈞（三十斤を一鈞とす）を引き、弩九石（四鈞を一石とす）を挽く者を募りて之を取り、標（表）を立てて簡試す。旦より日中に至り、三千五百人を得る。**隆**は曰く、

「足れり矣。」

又た自ら武庫に至り仗を選ぶを請い、武庫令（衛尉に属す）は**隆**と忿争し、御史中丞（後漢から魏晉に中丞が御史台の主）は**隆**を劾奏す。**隆**は曰く、

「臣は當に戰場に命を畢わらんとす、武庫令は乃ち給するに魏の時の朽ちたる仗を以てす、**陛下**の臣を使う所以之意に非ざる也。」

帝は命じて惟だ**隆**の取る所のままにし、仍ほ三年の軍資を給し而して之を遣る。

■**「匈奴の劉淵登場」**初め、南單于の呼廚泉は兄の於扶羅の子の**豹**を以て左賢王と為し、魏の**武帝**の匈奴を分けて五部（前卷秦始六年にあり）と為すに及び、**豹**を以て左部帥と為す。**豹**の子の**淵**（前趙の初代皇帝・劉淵の初登場）は、幼く而して俊異なり、上黨の**崔游**に師事し、經史を博く習う。嘗て同門生の上黨の**朱紀**は、雁門の**范隆**に謂って曰く、

「吾は常に**隨**（隨何）、**陸**（陸賈）が武無く、**絳**（絳侯周勃）、**灌**（淮將軍嬰）が文無きを恥じる。**隨**、**陸**は**高帝**に遇い而して封侯（諸侯に封じる）之業を建てる能わず、**降**、**灌**は**文帝**に遇い而して庠序（学校）之教を興す能わず、豈に惜しからざる哉！」

是に於いて兼ねて武事を學ぶ。長ずるに及び、**猿臂**（^{えんぴ}續は猿臂、長い腕）にして善く射て、膂力は人を過ぎ、姿貌は魁偉なり。任子（人質）と為りて洛陽に在り、**王渾**及び子の**濟**は皆な之を重んじ、屢々**帝**に薦し、**帝**は召いて與に語り、（5-135p）之を悦ぶ。**濟**は曰く、

「**淵**は文武に長才有り、**陛下**は任ずるに東南之事を以てすれば、吳は平らぐるに足らざらん也。」

孔恂、**楊珧**は曰く、

「我が族類に非ず（左傳に魯の李文子曰く、史佚の志にこれ有り、我が族類に非ざれば、其の心必ず異なりと）、其の心は必ず異なる。**淵**の才器は誠に比べるは少なし、然れども重任する可からざる也。」

涼州の覆没するに及び、**帝**は將を**李喜**に問い、對えて曰く、

「**陛下**は誠に能く匈奴の五部之衆を發して、**劉淵**に一の將軍之號を假し、之を將いて而して西せ使めれば、**樹機能**之首は日を指し而して梟す可き也。」

孔恂は曰く、

「**淵**は果たして**樹機能**を梟すれば、則ち涼州之患は方に更に深からん耳。」

帝は乃ち止む。

■ **【王彌と劉淵の親交、劉淵は左部帥】**東萊の王彌の家は世々二千石（玄菟の太守王頎の孫）、彌は學術勇略有り、善く騎射し、青州の人は之を「飛豹」と謂う。然るに任俠を喜び、處士の陳留の董養は見て而して之に謂って曰く、

「君は亂を好み禍を楽しむ、若し天下に有事あれば、士大夫と作らず（將に賊とならんとす）矣。」

淵は彌と友善し、彌に謂って曰く、

「王、李は郷曲を以て知見れ（王渾は太原、李喜は上黨の人む、淵と州里を同じくす）、毎に相い稱薦す、適々吾が患を為すに足る耳。」

因りて歔歔（吸り泣く）し流涕す。齊王の攸は之を聞き、帝に言つて曰く、

「陛下は劉淵を除かざれば、臣は恐るに并州は久しく安んじるを得ず。」

王渾は曰く、

「大晉は方に信を以て殊俗を懷く、奈何ぞ無形之疑いを以て人の侍子を殺さん乎？何ぞ徳度之弘からざる也！」

帝は曰く、

「渾の言は是也。」

會々豹は卒し、淵を以て代わりて左部帥と為す。

■ **夏、四月**、大赦す。

■ 部曲の督以下の質任を除く。（帝は禪讓後部曲の將の質任を除き、今又督を除く）

【吳主の王望窮まる】

吳 **【桂林の郭馬らの反乱】** 吳の桂林（漢の県で鬱林郡に属し、吳主孫皓は鳳凰三年に分けて桂林郡を立つ。廣西省柳江道象県の東南、現・来賓市象州県）太守の修允は卒す、其の部曲の應に分けて諸將に給すべし。督將の郭馬、何典、王族等は累世の舊軍にして、離別を楽しまず、會々吳主は廣州の戸口を料實し、馬等は民心の安ぜざるに因りて、衆を聚めて攻めて廣州督の虞授を殺し、馬は自ら都督交、廣二州諸軍事を號し、典をして蒼梧を攻め使め、族をして始興（吳主孫皓は甘露元年に桂陽南部都尉を分けて始興郡を置く、廣東省嶺南道曲江県、現・韶關市始興）を攻めしむ。

吳 **【滕修の鎮圧軍出發】** **秋、八月**、吳は軍師の張悌を以て丞相と為し、牛渚の都督の何植を司徒と為し、執金吾の滕修を司空と為す。未だ拜せず、更に修を以て廣州牧と為し、萬人を帥いて東道より郭馬を討たしむ。馬は南海太守の劉略を殺し、廣州刺史の徐旗を逐う。吳主は又た徐陵（江蘇省金陵道丹徒県に西の津、現・鎮江市丹徒区）の督の陶浚を遣わして七千人を將して、西道より與交州牧の陶璜と共に馬を撃たしむ。

吳 **【鬼目菜と買菜】** 吳に鬼目菜（吳志孫皓傳に曰く、鬼目菜は棗樹に依縁し長さ丈餘、茎の廣さ四寸、厚さ三分）有り、工人の黃耆の家に生える。買菜（高さ四尺厚さ二分、枇杷のかたちの如く、茎廣さ尺八寸、下茎の廣さ五寸、両辺に葉を生じ、綠色）有り、工人の吳平の家に生える。東觀（の令）は圖書を案じ、**(5-136p)** 名鬼目を芝草と曰い、買菜を平慮草と曰う。吳主は耆を以て侍芝郎と為し、平を平慮郎と為し、皆な銀印青綬（漢の制では中二千石相当）す。

（いずれも靈草とする）

吳 **【宴会で酔わして罪を問う】** 吳主は群臣と宴する毎に、咸な沉醉せ令む。又た黃門郎十人を置きて司過と為し、宴罷む之後、各々其の闕失を奏し、**迂視**（の咎、逆らい觀る）**謬言**（の愆）も、擧げざる有る罔し。大なる者は即ち刑戮を加え、小なる者は記録して罪と為し、或は人面を剥ぎ、或は人の眼を鑿つ。是に由りて上下は離心し、為に盡力する莫し。

【晉は吳討伐を決意】

■ 【益州の王濬は吳討伐を進言】 益州刺史の王濬は上疏して曰く、

「孫皓の荒淫凶逆なり、宜しく速かに征伐すべし、若し一旦皓が死し、更に賢主を立てれば、則ち強敵也。臣は船を作ること七年、日々に朽ち敗れる有り。臣は年七十、死亡するに日無し。三者が一たび乖けば、則ち圖り難き也。誠に願はくは陛下は事機を失う無かれ。」

帝は是に於いて吳を伐つを決意す。會々安東將軍の王渾は表す、

「孫皓は北上せんと欲す」

と、邊戍は皆な戒厳し、朝廷は乃ち更に議し明年師を出ださんとす。王濬の參軍の何攀は使いを奉じて洛に在り、上疏して稱す、

「皓は必ず敢えて出でず、宜しく戒厳するに因りて、掩取するは甚（続、其×）だ易し。」

■ 【杜預は再々吳討伐を進言】 杜預は上表して曰く、

「閏月（この年七月閏月、元嘉曆は十月閏月）より以來、賊は但だ救嚴するのみ、下に兵の上る（建業から淮襄陽には江を上る）無し。理勢を以て之を推すに、賊之窮計は、力は兩つながら完くせず、必ず夏口以東を保ち以て視息（生命という意味、凡そ人は目見る能わず、氣は息する能わざれば則ち死人なり）を延べん、多兵西に上りて、其の國都を空しくするに縁無し。而るに陛下は過って聽き、便ち用って大計を委棄し、敵患の生ずるに縦にすは、誠に惜しむ可き也。向に舉し而して敗有ら使めば、舉する勿くして可也。今事之が制を為し、務めて完牢に従い、若し或は成る有れば、則ち太平之基を開き、成らずも日月之間を費損するに過ぎず、何を惜しみ而して一たび之を試みざらん！若し當に後年を須てば、天の時人の事は、常の如くなるを得ず、臣は恐るに、其の更に難からん也。今萬安之舉有り、傾敗之慮無し、臣の心は實に了（決する）す、敢えて曖昧（明かならざる）之見を以て自ら後累を取らず、惟だ陛下は之を察すべし。」

旬月未だ報ぜられず、預は復た上表して曰く、

「羊祜は先ず博く朝臣に謀らず、而して密に陛下と共に此の計を施し、故に益々朝臣をして異同之議多から令むなり。凡そ事は當に利害を以て相い校ぶべし、今此の舉之利は十に八、九有り、而して其の害は一、二、功無きに止まる耳。必ず朝臣をして破敗之形を言わ使むとも、亦た得る可からず、直だ是の計己に出でざれば、功は身に在らず、各々其の前言之失を恥じ而して固く之を守る也（反対する重臣はみな、自分が言い出しつぺの手柄にならないから反対する）。頃より朝廷の事は大小と無く、異意鋒起し、人心同じからずと雖も、亦た恩を待みて後患を慮らざるに由る、故に輕々しく相い同異する也。秋より已來、賊を討つ之形は頗る露れ、今若し中止すれば、孫皓は或は怖れ而して計を生み、都を武昌に徙し、更に江南の諸城を完修し、其の居民を遠ざけん、城は攻める可からず、(5-137p) 野は掠する所無く、則ち明年之計は或は及ぶ所無し矣。」

帝は方に張華と圍棋し、預の表は適々至り、華は枰（碁盤）を推して手を斂めて曰く、

「陛下は聖武にして、國は富み兵は強し、吳主は淫虐にして、賢能を誅殺す。當に今之を討てば、勞せず而して定む可し、願はくは以て疑いと為す勿かれ！」

帝は乃ち之を許す。華を以て度支尚書と為し、運漕を量計せしむ。賈充、荀勗、馮紇は之を爭い、帝は大いに怒り、充は冠を免ぎて謝罪す。僕射の山濤（大臣でも表で謂わず、賈充に同意して出陣に反対だった）は退き而して人に告げて曰く、

「聖人に非ざるより、外寧ければ必ず内憂有り（左傳に見える、晉の大夫范文子の言葉）、今吳を釋きて外の懼れと

為すは、豈に算（良計）に非ず乎！」

■ 「遂に晉は吳討伐に出発」 冬，十一月，大舉して吳を伐ち，鎮軍將軍の琅邪王の**𦣻**を遣わして塗中（塗塘、安徽省淮泗道全椒県、現・滁州市全椒県）に出でしめ，安東將軍の**王渾**をして江西（安徽省安慶道和県、現・馬鞍山市和）に出でしめ，建威將軍の**王戎**をして武昌に出でしめ，平南將軍（晉書本紀には平西將軍）の**胡奮**をして夏口に出でしめ，鎮南大將軍の**杜預**をして江陵に出でしめ，龍驤將軍の**王濬**、巴東監軍の魯國の**唐彬**をして巴、蜀を下らしめ，東西凡そ二十餘萬なり。**賈充**に命じて使持節、假黃鉞、大都督と為し，冠軍將軍の**楊濟**を以て之の副とす。**充**は固より吳を伐つの利を陳べ，且つ自ら言う、

「衰老して，元帥之任に堪えず。」

と、詔して曰く、

「君若し行かざれば，吾は便ち自ら出でん。」

充は已むを得ず，乃ち節鉞を受け，中軍を將い南に襄陽に屯し，諸軍の節度を為す。

■ 「馬隆は樹機能を破り、涼州平定」 **馬隆**は西に温水（武威の東、甘肅省甘涼道武威県、現・武威市）を渡り，**樹機能**等は衆數萬を以て險に據りて之を拒む。**隆**は山路の狹隘なるを以て，乃ち扁箱車（扁平なる箱の車）を作り，木屋（風雨矢を防ぐ屋根）を為り，車上に施し，轉戦し而して前む，行くこと千餘里，殺傷するは甚だ衆なり。**隆**之西するより，音問は斷絶し，朝廷は之を憂い，或は已に没すると謂う。後に**隆**の使いは夜到り，**帝**は掌を撫でて歡笑し，詰朝（明朝），群臣を召して謂って曰く、

「若し諸卿の言に従えば，涼州は無し矣。」

乃ち詔して**隆**に節を假し，拜して宣威將軍とす。**隆**は武威に至る。鮮卑大人の**莽跋韓**、且**萬能**等は萬餘落を帥いて來降す。十二月，**隆**は**樹機能**と大戰し，之を斬り，涼州は遂に平らぐ。

■ 「晉の行政改革の論議」 詔して朝臣に問いて政之損益を以てす，司徒左長史（司徒の属官）の**傅鹹**は上書し，以て為す、

「公私足らざるは，官を設けること太だ多きに由る。舊は都督に四有り（魏の当初は征鎮安平の四のみ、後に追加），今監軍を並せて乃ち十に盈つ。**禹**は九州を分け，今之刺史は幾ど一倍に向う。戸口は漢の十分之一に比し，而して郡縣を置くこと更に多し。虚しく軍府を立て，動もすれば百數有り，而して宿衛に益無し。五等の諸侯は，坐ながら官屬を置く。諸々の廩の給する所は，皆な百姓に出ず。此れ其の困乏する所以の者也。當今之急は，（5-138p）官を並せ役を^{やす}息め，上下農を務めるに在り而して已む。」

鹹は，**玄**之子也。時に又た議して州、郡、縣の半吏を省き以て農功に赴かしめんとす，中書監の**荀勗**は以て為す、

「吏を省くは官を省くに如かず，官を省くは事を省くに如かず，事を省くは心を清めるに如かず。昔**蕭**、**曹**は漢に相たるや（12 卷漢惠帝二年にあり），其の清靜を載せ，民は以て寧壹なり，所謂心を清くする也。浮説を抑え，文案を簡び，細苛を略し，小失を宥し，好みて常を變じて以て利を徼める者有れば，必ず其の誅を行わん，所謂事を省く也。九寺（九卿の官署）を以て尚書に並せ，蘭台（御史台）を三府（三公府）に付せん，所謂官を省く也。若し直に大例を作り，凡そ天下之吏皆な其の半を減ぜんとすれば，恐らくは文武の衆官は，郡國の職業，劇易は同じからず，一概を以て之を施す可からざるなり。若し曠闕有れば，皆な須臾にして復し，或は激し而して滋々繁らん，亦た重んぜざる可からざる也。」

令和 4 年 1 月 8 日 書下し開始 10472 文字

令和 4 年 1 月 16 日 書下し終了 22022 文字